

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2007年4月20日発行 vol.19 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 042-464-5481, 柳田 tel&fax 042-461-3246）

jyukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

国賠訴訟 第14回口頭弁論 ついに証人採用!! 次回弁論で市民課長の管野さんに証人尋問

西東京市を相手どった住基ネット国賠訴訟が、ついに新局面を迎えました。1月29日に開かれた第14回の口頭弁論で東京地裁は、原告側の証人申請を一部採用、西東京市市民課長の管野照光さんの証人尋問が決まったのです。

管野さんは現在市民課長として、西東京市の住民登録にかんする事務を直接取り扱う責任者という立場にあります。住基ネットに直接たずさわっている現場の職員として、現実の住基ネットがどのように事務処理されているのか、また情報漏洩対策がどのように実行されているのかなどを、今回の尋問で明らかにしていきます。

管野さんは、住基ネット導入にかんする市の検討部会のメンバーでもあり、導入時には文書課主査、さらに不服申し立ての意見陳述では司会を担当し、裁判提訴後も口頭弁論には毎回欠かさず出席するなど、直接、市と住民の接点に立ってきた方です。現場の担当職員の実務経験から、住基ネットが現実にもつ危険性があぶりだされることになるでしょう。

なお、原告側からの管野さんの証人申請が採用されたことを受けて、被告の市側も同じく管野さんへの証人申請を急遽行いました。

国立市長の上原さんを新たに証人に申請

またこの日の口頭弁論では、原告側は新たに国立市長の上原公子さんを証人として申請しました。

昨年12月、箕面市民3人の住民票コードを削除せよという住民勝訴の判決が大阪高裁で確定したことを受けて、市が個別住民のコード番号をどのように削除することが可能か、箕面市で対応が検討され

ています。基礎自治体としての市の首長が、自治事務であるはずの住基ネット事務を独自の判断で行うことの責任と困難について証言することが、この裁判でも重要な意味をもっています。同じ多摩地区で、しかも住基ネットにいったん参加しながらのちに接続を遮断した国立市の市長である上原さんの証言は、きわめて重要なものになるでしょう。

これに対して被告の市側は「上原さんはすでに他の訴訟で証人になっているから、いまさら証言は必要ない」などと反対しました。しかし原告側代理人の清水勉弁護士は「国を相手にしていた他の訴訟とは論点がまったく違う。上原さんの証言も内容はまったく別のものになる」と反論。裁判官はいったん退席して合議し、次回期日までに原告側が上原さんの別訴訟での供述調書を提出し、この訴訟の争点との違いを明確にすることができれば、証人としての採用を検討するとの結論を出しました。

見応え十分、証人尋問はヤマ場だ!

書証のやりとりで数分で終わってしまういつもの口頭弁論とは違って、今回は2時間半という時間がたっぷりとられています。見応え十分、今回訴訟のヤマ場です。多くの皆さんの傍聴をよびかけます!

(H)

管野さんへの証人尋問は
4月23日(月)
14時～16時30分
東京地裁 713号法廷で!!

必見!

- エレベーターで7階まで直接お越しください -

住基ネット付番取消訴訟 控訴審判決 言い渡し3秒で控訴棄却！ 入り口論で門前払い 不当判決に当然上告

住基ネット付番取消訴訟の控訴審は早くも判決が出されました。昨年末12月21日に開かれた判決言い渡しで、東京高裁第7民事部の横山匡輝裁判長は「本件控訴をいずれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする」と早口で読み上げ、わずか3秒で言い渡し終了というものでした。

初回口頭弁論でいきなり結審を宣言した横山裁判長は、原告被告双方の主張をまともに検討した形跡すら見えません。当然、判決文も極めておざなりでお粗末きわまりないものでした。「住民票コードの付番は行政処分にあたらないから、行政事件訴訟法でいう処分取消しの訴えの対象にはならない」という、入り口論での門前払いは一審同様ですが、内容はさらに後退したものとなっています。

紙でもデジタルでも変わらない、って!?

たとえば「本人確認情報のうち住民票コードに関するものを除く氏名、出生の年月日、男女の別及び住所に関するものは、原則として一般に公開されていたのであり、...住基ネットの導入以前から、他の市町村の市町村長等の求めに応じてこれらの情報が開示され、その利用に供されるものであったといえる」。紙媒体で「求めに応じて」逐次提供されることと、デジタル化された情報がネットワーク上を流通することの、基本的差異さえ理解していない驚くべき判決です。

しかし被告を勝たせるためには、このように無理やりにも「同じだ!」と強弁しなければならない理由があります。紙でもデジタルでも同じなんだか

ら、情報をデジタル化してネットワークに載っけても「それにより新たに直接住民についての権利義務を形成し又はその範囲を確定するものである」と評価することは、相当でないというべきである」（判決文より）。つまり、紙情報とデジタル情報の違いを認めれば「新たな」要素が発生してしまい、行政処分にあたるかどうかの検討を迫られてしまうのです。

「求めに応じて」開示されない限りアクセスできなかった情報が、デジタル化されてネットワーク上にのる。そのことによって、全国のどこでも住民票が引き出せる! というのが住基ネットの「売り」だったはず。まさにそのことによって、全国のどこから、特定の情報が漏洩される可能性が生まれているのです。住基ネットに危険性はない 住民の権利義務には新たな変更はない だから行政処分にもあたらない、というのが判決の構成です。論証もなく無前提に「危険性はない」とするためには、どうしても「紙でもデジタルでも同じ」としておかなければならなかったのです。

舞台はいよいよ最高裁へ

情報がデジタル化されて流通することの意味を本当に何もわかっていないとしたら、横山裁判長の理解力は現代社会で裁判官を続けるにはふさわしくない水準のものと言わねばなりません。およそ現実を見ない非常識で浅薄な判決には驚きと怒りを禁じえません。原告3名は当然、上告して受理され、最高裁判所第2小法廷で審理されることが決定しています。引き続き注目をお願いします。(H)

よてい表

国賠訴訟 第15回口頭弁論

(菅野照光市民課長への証人尋問)

2007年4月23日(月) 14時~

東京地裁713号法廷

*証人尋問の日程をハガキでお知らせしましたが、曜日に誤りがありました。上記が正しい日程です。お詫びして訂正します。

活動日誌

- | | |
|-------|---------------|
| 12/21 | 取消訴訟控訴審判決言い渡し |
| 1/29 | 国賠訴訟第14回口頭弁論 |
| 4/5 | 原告・弁護団打ち合わせ |
| 4/8 | 世話人会 |
| 4/17 | 原告・弁護団打ち合わせ |